

令和 8 年 7 月 2 4 日
総務部危機管理課作成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項 の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

記

- 1 事故発生日時 令和 8 年 6 月 1 日（月） 午後 5 時 4 0 分頃
- 2 事故発生場所 酒田市広野字上通 2 0 番地
- 3 事故の状況 消防機具庫敷地の草刈り作業中に刈払機が隣接の境界柵へ接触したものの。
- 4 被害の状況 境界柵損傷
- 5 過失の割合 市 1 0 0 % 相手方 0 %
- 6 損害賠償の額 4 8, 4 0 0 円
- 7 専決年月日 令和 8 年 6 月 2 2 日
- 8 その他 人身被害なし

令和 8 年 7 月 2 4 日
市民部まちづくり推進課作成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分を行い、相手方との示談が成立したため、報告するものです。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 8 年 1 月 2 7 日（火） 午前 1 1 時 3 0 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 酒田市本町二丁目 1 番 4 1 号 駐車場内 |
| 3 | 事故の状況 | 公用車から降車するために運転席のドアを開けた際、隣に駐車していた相手方車両に接触し損傷させたもの。 |
| 4 | 被害の状況 | 当方車両 損傷なし
相手方車両 助手席側リアドア損傷 |
| 5 | 過失の割合 | 市 1 0 0 % ： 相手方 0 % |
| 6 | 損害賠償の額 | 6 1 , 2 9 2 円 |
| 7 | 専決年月日 | 令和 8 年 6 月 2 3 日 |
| 8 | その他 | 令和 8 年 6 月 2 3 日に、上記の内容で相手方との示談が成立しています。
なお、市が相手方に支払う損害賠償金は、全国市有物件災害共済会から直接支払われます。 |

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分を行い、相手方との示談が成立したため、報告するものです。

記

- 1 事故発生日時 令和 8 年 3 月 2 5 日（水） 午前 1 0 時 5 0 分頃
- 2 事故発生場所 酒田市中野俣〇〇〇〇〇〇〇 倉庫内
- 3 事故の状況 緊急銃猟に伴い、酒田市鳥獣被害対策実施隊員がクマに発砲した際に、銃弾がクマの体を貫通して建物へ着弾し、建物壁面が損傷したものの。
- 4 被害の状況 建物壁面の木材及び波型カラー鉄板の破損
- 5 過失の割合 市 1 0 0 % ： 相手方 0 %
- 6 損害賠償の額 1 4 6 , 3 0 0 円
- 7 専決年月日 令和 8 年 7 月 6 日
- 8 その他 人的被害なし。
市が施工者に支払う損害賠償金は、市が加入する緊急銃猟時補償費用保険の保険契約に基づき、保険会社に対し免責金額を除いた保険金を請求する予定です。

令和 8 年 7 月 2 4 日
八幡総合支所作成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、報告するものです。

記

- 1 事故発生日時 令和 8 年 4 月 2 2 日（水） 午前 8 時 5 5 分
- 2 事故発生場所 酒田市福山字竹ノ内 7 番地付近（県道升田観音寺線）
- 3 損害賠償額 1 0 , 4 7 9 円
- 4 事故の状況 地域振興業務のため、八幡総合支所から県道升田観音寺線を日向方面へ走行していたところ、右側の農道から県道に右折してきた軽トラックが公用車右側後輪のフェンダー部分に衝突した。これにより、相手方車両助手席側の前照灯及びフロントバンパーが損傷したもの。
- 5 示談の案 市 1 0 %、相手方 9 0 %の責任割合とする。

令和 8 年度 8 月補正予算の概要について

1 令和 8 年度酒田市一般会計補正予算（第 3 号）の概要

- (1) 補正予算額 211,593 千円
 (2) 補正後予算額 61,677,919 千円
 (3) 補正項目及び補正予定額

① 歳 出

〈企画調整課〉

- ・ 物価高騰対応生活応援商品券事業 Δ 180,509 千円
 [予算現計 1,182,783 千円 + 補正額 Δ 180,509 千円 = 1,002,274 千円]
 システム関連業務委託料及び商品券事業実行委員会負担金等の減額

〈文化政策課〉

- ・ 飛島猫島外譲渡事業 10,160 千円
 [予算現計 12,107 千円 + 補正額 10,160 千円 = 22,267 千円]
 鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会負担金の増額及び修繕料等から負担金への組替（1,935 千円）

〈環境衛生課〉

- ・ 自然共生推進事業 823 千円
 [予算現計 15,417 千円 + 補正額 823 千円 = 16,240 千円]
 クマを捕獲するための箱わなの修繕料と消耗品費の増額

〈地域福祉課〉

- ・ 灯油等購入費助成事業【新規】 77,704 千円
 [予算現計 0 千円 + 補正額 77,704 千円 = 77,704 千円]
 低所得の高齢者世帯等への冬季における灯油等購入費の支援（1 世帯当たり 1 万円）に係る経費の計上

〈商工港湾課〉

- ・ 地域経済活性化支援事業【新規】 180,000 千円
 [予算現計 0 千円 + 補正額 180,000 千円 = 180,000 千円]
 市内事業者等の事業継続を支援するため、事業者エネルギー価格高騰対策支援金の給付に係る経費の計上

〈土木課〉

- ・ 袖浦川維持管理事業 8,700 千円
 [予算現計 10,151 千円 + 補正額 8,700 千円 = 18,851 千円]
 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業の新規採択に向けた施設管理委託料の計上

〈整備課〉

- ・ 公園施設再整備事業 5,000 千円
 [予算現計 304,811 千円 + 補正額 5,000 千円 = 309,811 千円]
 ため池廃止に係る工事請負費の増額

〈農政課〉

- ・ 地域農業構造転換支援事業 51,946千円
 $\left[\text{予算現計} \quad 88,272\text{千円} + \text{補正額} \quad 51,946\text{千円} = 140,218\text{千円} \right]$
 地域農業構造転換支援事業費補助金の増額
- ・ 畜産業総務管理事業 689千円
 $\left[\text{予算現計} \quad 4,765\text{千円} + \text{補正額} \quad 689\text{千円} = 5,454\text{千円} \right]$
 突風による旧鳥海高原牧場の外壁及び屋根の損傷に係る修繕料の計上
- ・ 野生鳥獣農作物被害対策事業 572千円
 $\left[\text{予算現計} \quad 13,171\text{千円} + \text{補正額} \quad 572\text{千円} = 13,743\text{千円} \right]$
 大型獣類による農作物被害増加に伴う有害鳥獣被害軽減事業費補助金の増額

〈農林水産課〉

- ・ 農業水利施設電気料金高騰対策特別支援事業【新規】 32,420千円
 $\left[\text{予算現計} \quad 0\text{千円} + \text{補正額} \quad 32,420\text{千円} = 32,420\text{千円} \right]$
 農業水利施設の電気料金増加分を支援する農業水利施設電気料金高騰対策特別支援事業費補助金の計上
- ・ 漁業燃油価格高騰対策特別支援事業【新規】 8,188千円
 $\left[\text{予算現計} \quad 0\text{千円} + \text{補正額} \quad 8,188\text{千円} = 8,188\text{千円} \right]$
 漁業者の燃油購入費支援に係る漁業燃油価格高騰対策特別支援事業費補助金の計上
- ・ 農業用施設災害復旧事業 15,900千円
 $\left[\text{予算現計} \quad 490,345\text{千円} + \text{補正額} \quad 15,900\text{千円} = 506,245\text{千円} \right]$
 手数料・借上料の増額及び設計委託料から手数料・借上料への組替（30,000千円）

② 歳 入

〈財政課〉

- ・ 前年度繰越金 32,429千円

〈企画調整課〉

- ・ （国）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 76,968千円

〈地域福祉課〉

- ・ （県）低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金 36,750千円

〈土木課〉

- ・ （国）防災減災事業費補助金 8,500千円

〈整備課〉

- ・ （県）農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 5,000千円

〈農政課〉

- ・ （県）地域農業構造転換支援事業費補助金 51,946千円